

## 償還期間の延長にかかる優遇融資のお知らせ

整備費が高額となる病院について、施設整備に係る毎年度の償還額を軽減し、安定した施設経営が図れるよう、**償還期間の延長**を実施しています。

融資条件	【優遇適用後の条件】
貸付の相手方	法人
対象施設	耐火構造の病院
資金種類	新築資金、増改築資金
償還期間	<b>39年以内</b>
据置期間	3年以内
条件	法人の開設する病院であって、次のいずれかに該当する病院 ア 地域医療支援病院 イ 医育機関付属の病院 ウ 臨床研修指定病院 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で、精神病床を200床以上有している病院 オ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院 カ 医療法30条の4第2項第4号及び第5号に掲げる事業ごとの医療連携体制において、急性期及び専門診療等の医療機能を担う医療機関として都道府県が作成する医療計画に名称が記載されている病院で、病床数100床以上の病院

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

### 1) 連絡先

#### 施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係  
TEL (03) 3438-9937  
FAX (03) 3438-0583

#### 施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店 医療審査課融資相談係  
TEL (06) 6252-0219  
FAX (06) 6252-0240